

原発本第48号
令和元年 6月27日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役 池辺 和 弓
社長

平成30年度 保安検査における指標の収集結果について

原規規発第1604135号「保安検査における指標の収集について（指示）」（平成28年4月13日）に基づき、平成30年度の収集結果について取りまとめましたので、下記のとおり提出いたします。

記

1. 提出資料

平成30年度 保安検査における指標収集結果（玄海原子力発電所）

以上

平成30年度 保安検査における指標収集結果（玄海原子力発電所）

番号	規制庁指標	玄海原子力発電所における指標	指標データ	備考																																										
1	安全上重要な設備 ^{※1} 、重大事故等対処設備及び多様性拡張設備に対して計画された保修作業以外の保修作業件数及び完了済みの保修作業件数	対象を保修依頼票作業とし、その件数を収集	274 件 (55 件)	() 内は全件数のうちの 1 号機分内訳件数を示す。																																										
2	安全上重要な設備 ^{※1} 、重大事故等対処設備及び多様性拡張設備に対して作業期間に係る計画変更を複数回行った件数	保修依頼票作業のうち、作業期間を 2 回以上変更した件数	0 件 (0 件)	() 内は全件数のうちの 1 号機分内訳件数を示す。																																										
3	手順書を変更して実施した作業件数	保修依頼票作業のうち、暫定対策を実施した件数	0 件 (0 件)	() 内は全件数のうちの 1 号機分内訳件数を示す。																																										
4	訓練の種類別の合計実施回数・合計訓練時間・合計参加人数	<p>① 原災法に基づく総合訓練および要素訓練の回数・人數</p> <p>② ①の訓練評価に係るコメント数（訓練報告書に記載するコメント数）</p>	<table border="1"> <tr> <td>(1) 総合訓練(防災訓練)</td> <td>1 回</td> <td>510 人</td> </tr> <tr> <td>(2) 要素訓練</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. 緊急時対応訓練</td> <td>14 回</td> <td>170 人</td> </tr> <tr> <td>b. 緊急事態支援組織対応訓練</td> <td>2 回</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td>c. モニタリング訓練</td> <td>1 回</td> <td>22 人</td> </tr> <tr> <td>d. 通報訓練</td> <td>1 回</td> <td>46 人</td> </tr> <tr> <td>e. 避難誘導訓練</td> <td>1 回</td> <td>17 人</td> </tr> <tr> <td>f. 原子力災害医療訓練</td> <td>1 回</td> <td>18 人</td> </tr> <tr> <td>g. A.M 訓練</td> <td>2 回</td> <td>55 人</td> </tr> <tr> <td>(1) 総合訓練(防災訓練)</td> <td>3 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 要素訓練</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. 緊急時対応訓練</td> <td>2 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 緊急事態支援組織対応訓練</td> <td>0 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>c. モニタリング訓練</td> <td>0 件</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 総合訓練(防災訓練)	1 回	510 人	(2) 要素訓練			a. 緊急時対応訓練	14 回	170 人	b. 緊急事態支援組織対応訓練	2 回	3 人	c. モニタリング訓練	1 回	22 人	d. 通報訓練	1 回	46 人	e. 避難誘導訓練	1 回	17 人	f. 原子力災害医療訓練	1 回	18 人	g. A.M 訓練	2 回	55 人	(1) 総合訓練(防災訓練)	3 件		(2) 要素訓練			a. 緊急時対応訓練	2 件		b. 緊急事態支援組織対応訓練	0 件		c. モニタリング訓練	0 件		(1 / 5)
(1) 総合訓練(防災訓練)	1 回	510 人																																												
(2) 要素訓練																																														
a. 緊急時対応訓練	14 回	170 人																																												
b. 緊急事態支援組織対応訓練	2 回	3 人																																												
c. モニタリング訓練	1 回	22 人																																												
d. 通報訓練	1 回	46 人																																												
e. 避難誘導訓練	1 回	17 人																																												
f. 原子力災害医療訓練	1 回	18 人																																												
g. A.M 訓練	2 回	55 人																																												
(1) 総合訓練(防災訓練)	3 件																																													
(2) 要素訓練																																														
a. 緊急時対応訓練	2 件																																													
b. 緊急事態支援組織対応訓練	0 件																																													
c. モニタリング訓練	0 件																																													

番号	規制庁指標	玄海原子力発電所における指標	指標データ	備考
			d . 通報訓練 e . 避難誘導訓練 f . 原子力災害医療訓練 g . AM訓練	3件 0件 1件 0件
③	SA成立性確認訓練（運転員を含む緊急安全対策要員対象）の回数・人数	(1) 現場シーケンス訓練 (2) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認訓練 (3) 技術的能力に係る成立性確認訓練 ・運転員 連転対応要員 ・保修対応要員 (4) 現場主体の作業・操作に係る成立性確認機上訓練	3回 18回 42回 67回 22回	156人 461人 936人 1670人 616人
④	③に関する合否実績	(1) 現場シーケンス訓練 (2) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認訓練 (3) 技術的能力に係る成立性確認訓練 ・運転員 連転対応要員 ・保修対応要員 (4) 現場主体の作業・操作に係る成立性確認機上訓練		「良」 「良」 「良」 「良」 「良」
5	定検期間中の△CDF(炉心損傷確率の変化)の最大値	各社が所有するリスクモニタによる、再稼働後の定期検査期間中のCDF(炉心損傷確率)の評価結果のうち ① 平均値 ② ピーク値		① — (実績なし) ② — (実績なし)
6	制御室警報表示の点灯件数(予期せぬ警報に限り) ウト警報発信回数	燃料が原子炉内にある際に発生したトリップ発生に関連するファーストアラート	0件	
7	安全文化醸成活動に関する評価(検査)結果			

番号	規制庁指標	玄海原子力発電所における指標	指標データ	備考
8	不適合発生件数	グレード別の不適合発生件数。収集対象は原則として全グレードとする(グレードとは、「玄海原子力発電所 不適合管理基準」の処理区分 ^{※3} とする)	処理区分 1 2 件 処理区分 2 0 件 処理区分 3 5 件 処理区分 4 0 件 処理区分 5 275 件 (53 件)	() 内は全件数のうちの 1 号機分内訳件数を示す。
9	不適合の処置が完了するまでの平均期間	是正処置を要する全ての不適合のうち、年度末時点で処置が未完了となつている件数(過年度からの繰越し案件を含む)。なお、再稼働後に処置すべきとしていたものは除外	0 件 1 件	
10	不適合の再発件数	是正処置を要する全ての不適合で再発した件数	0 件	
11	不適合のうち安全上重要な設備 ^{※1} に関する件数	是正処置を要する全ての不適合のうち、設備に関するもので処理区分 1 及び 2 に該当する不適合の発生件数	処理区分 1 2 件 処理区分 2 0 件	
12	ヒューマン・エラーに起因する不適合件数	ヒューマンエラーに起因する不適合件数	8 件	過年度に発生し当該年度に原因特定した 3 件を含む。
13	不適合のうち水平展開が必要と判断した件数、完了するまでの期間及び完了件数	① 年度内に発生した不適合のうち水平展開が必要な件数 ② 年度末時点では水平展開が未完了となつてている不適合の件数(過年度からの繰越し案件を含む)。 なお、再稼働後に水平展開すべきとしていたものは除外	6 件 0 件	
14	根本原因分析を要する事象件数と直接原因分析を要する事象件数	根本原因分析を要する事象件数と直接原因分析を要する事象件数	(1) 根本原因分析をする事象件数 (2) 直接原因分析をする事象件数	0 件 0 件
15	集積根本原因分析を要する事象件数	集積根本原因分析を要する事象件数	0 件	
16	内部監査の実施回数	内部監査の実施回数	2 回	
17	内部監査の指摘事項件数	内部監査の指摘事項件数	0 件	
18	内部監査の指摘事項の処置を完了するまでの平均期間	内部監査の指摘事項のうち年度末時点で処置が未完了となつている件数(過年度からの繰越し案件を含む)。なお、再稼働後に処置すべきとしていたものは除外	0 件	

番号	規制庁指標	玄海原子力発電所における指標	指標データ	備考
19	内部監査の指摘事項の処置期限の達成割合 =処置が完了した件数の総和／当該年度内で処置すべきとした指摘事項件数	内部監査の指摘事項の処置期限の達成割合 =内部監査による指摘事項の再発件数	— (指摘事項なし)	
20	内部監査による指摘事項の再発件数	内部監査による指摘事項の再発件数	0 件	
21	マネジメントレビューの実施回数	マネジメントレビューの実施回数	1 回	
22	マネジメントレビューによる指示事項と未完了件数	①マネジメントレビューにおける指示事項件数 ②①のうち年度末時点で未完了の件数。ただし継続案件の計上については個別の案件毎に判断する	9 件 0 件	
23	マネジメントレビューによる再指示件数	マネジメントレビューによる再指示件数。ただし継続案件の計上については個別の案件毎に判断する	0 件	
24	発電所長レビューによる指示事項と未完了件数	①発電所長レビューにおける指示事項件数 ②①のうち年度末時点で未完了の件数。ただし継続案件の計上については個別の案件毎に判断する	2 件 0 件	
25	発電所長レビューによる再指示件数	発電所長レビューによる再指示件数。ただし継続案件の計上については個別の案件毎に判断する	0 件	
26	外部機関によるレビューの実施回数	保安検査の実績	・平成 29 年度第 4 回 ・平成 30 年度第 1 回～3 回 ・3 号安全確保上重要な行為等の保安検査 (平成 29 年度第 4 四半期) (平成 30 年度第 1 四半期) ・4 号安全確保上重要な行為等の保安検査 (平成 29 年度第 4 四半期) (平成 30 年度第 1 四半期) ・3 号機及び 4 号安全確保上重要な行為等の保安検査 (平成 30 年度第 2 四半期) (平成 30 年度第 3 四半期)	10 回

番号	規制庁指標	玄海原子力発電所における指標	指標データ		備考
			(1) 保安検査の違反事項(監視含む)	(2) 四半期毎の指摘事項	
27	外部機関からの指摘事項件数	保安検査の違反事項(監視含む) 及び四半期毎の指摘事項件数	(1) 保安検査の違反事項(監視含む) 0件 (2) 四半期毎の指摘事項 平成 29 年度 第 4 四半期 0件 平成 30 年度 第 1 四半期 1件 平成 30 年度 第 2 四半期 0件 平成 30 年度 第 3 四半期 0件		
28	外部機関の指摘事項の処置を完了するまでの平均期間	保安検査の違反事項(監視含む) 及び四半期毎の指摘事項のうち年度末時点 で処置が未完了の件数	(1) 保安検査の違反事項(監視含む) 0件 (2) 四半期毎の指摘事項 0件		
29	外部機関の指摘事項の処置期限の達成割合	保安検査の違反事項(監視含む) 及び四半期毎の指摘事項は処置期限を設け ていない(不適合と同様)	—		
30	外部機関による指摘事項の再発件数	保安検査の違反事項(監視含む) 及び四半期毎の指摘事項の再発件数(四半 期毎の指摘事項は不適合対応(是正処置)を実施しているものを対象とする)	(1) 保安検査の違反事項(監視含む) 0件 (2) 四半期毎の指摘事項 0件		

*1 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針で定められているクラス1、クラス2、クラス3に属する構築物、系統及び機器

*2 複数の類似事象から共通的な問題を抽出し解決する根本原因分析(RCA)

*3 「不適合の処理区分」の分類の概要は以下のとおり

処理区分1：不適合発生時に不適合報告書を作成し、所長の承認を得る。是正処置の要否検討要。

処理区分2：所長に口頭で承認を得た場合は、不適合報告書作成は事後でも可。是正処置の要否検討要。

処理区分3：課長に口頭で承認を得た場合は、不適合報告書作成は事後でも可。是正処置の要否検討要。

処理区分4：課長に口頭で承認を得た場合は、不適合報告書作成は事後でも可。是正処置の要否検討不要。

処理区分5：保修依頼票により処理を行うもの。是正処置の要否検討不要。